

「第四次山形県DV被害者支援基本計画(仮称)」(骨子案)の概要について

令和2年10月27日
子育て若者応援部

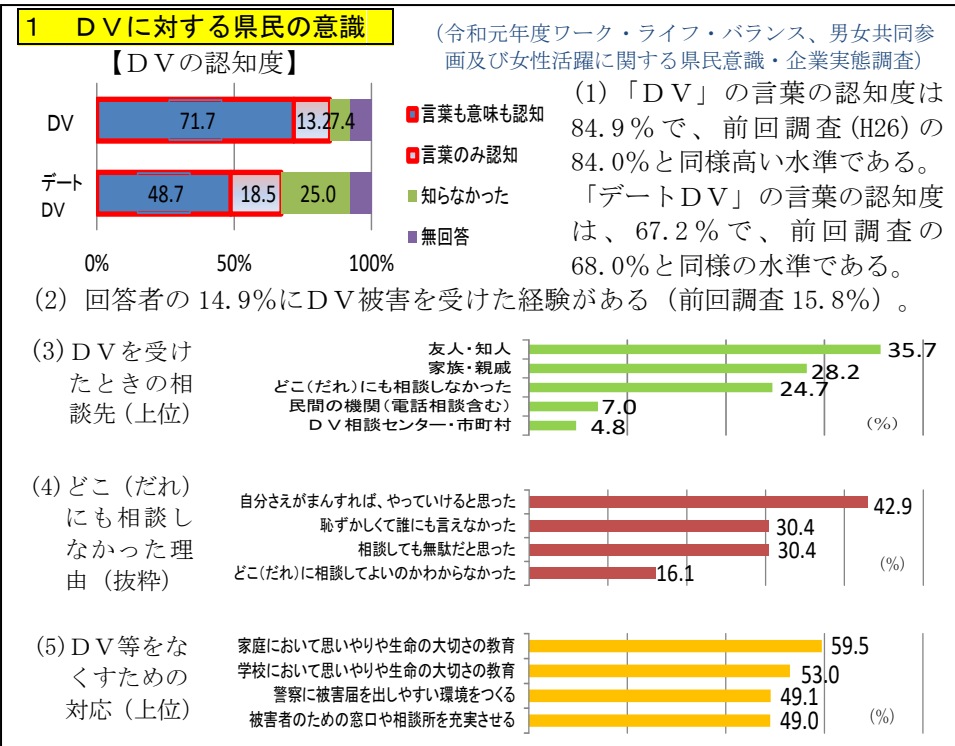
資料5

基本目標 男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会の実現

<計画期間> 令和3年～7年度までの5年間
<計画の位置づけ> 配偶者暴力防止法、
第4次山形県総合発展計画、山形県男女共同参画計画



<現状>



<主要な課題>

課題①
DVを許さない社会づくりを促進するため、若年層に重点化したDV予防啓発、人権尊重の意識を高める教育啓発を行う必要がある。

課題②
被害者が安心して、早期に相談できるよう、SNS等相談しやすい相談窓口を整備するとともに相談窓口の周知を強化する必要がある。

課題③
相談から自立支援に至るまで、当事者本位の寄り添ったきめ細かな支援を実施するため、女性の保護事業の積極的な活用を図るとともに、市町村における計画的なDV支援体制の整備を支援する必要がある。

課題④
DV被害者と子どもを適切に保護するため、DV対策と児童虐待防止対策との連携を強化する必要がある。

課題⑤
DV被害者の多岐にわたる複雑な問題に対応するため、国、市町村、関係機関・団体、NPO等との連携を強化する必要がある。

<新計画の体系>

基本の柱	施策の方向	今後の方策
I DVを許さない社会づくり	1 DVを許さない県民意識の醸成	①DVに関する周知・啓発等の実施 ②高齢者、障がい者、外国人等へのDV予防啓発の推進
	2 若年層に対する予防啓発・教育啓発の推進	①若年層における交際相手からの暴力(「デートDV」)防止のための啓発の推進(SNS等を活用した若年層への啓発) ②子ども達を被害者にも加害者にもしない教育の充実
	3 加害者対策の推進	①加害者を生まないための予防啓発の推進 ②加害者更生のための調査・研究
II 安心して相談できる環境の充実	4 早期相談のための相談窓口の周知	①SNS等を活用した相談窓口の周知 ②身近な市町村における相談窓口の周知 ③「DV相談ナビダイヤル#8008(はれれば)」 「DV相談+」の周知 ④災害時や感染症拡大時における迅速な相談窓口の周知
	5 早期発見のための関係機関の連携強化	①各関係機関へDVに関する周知・啓発等を実施し、早期発見を働きかけ ②地域DV被害者支援連絡協議会を活用した連携強化
	6 相談者の立場に立った相談体制の充実	①配偶者暴力相談支援センターの機能強化 ②警察による被害者に寄り添った通報・相談への対応 ③各種相談機関による相談窓口の設置及び連携強化 ④性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターによる総合的・専門的支援の実施「#8891(はやくワンストップ)」 ⑤男性専用DV相談窓口の設置に関する調査・研究 ⑥高齢者、障がい者、外国人等の相談者への配慮 ⑦相談員等関係職員の人材育成 ⑧SNSを活用した相談窓口の整備
III 迅速かつ安全に被害者を保護する体制の充実	7 迅速で安全な保護体制の充実	①安全な移送体制の確保 ②緊急保護体制の充実 ③県域を越えた広域的な連携の推進
	8 被害者の人権に配慮した一時保護体制の充実	①きめ細かな相談・支援の実施 ②心理ケアの充実 ③一時保護委託先の拡充を検討 ④苦情処理の体制整備
	9 保護命令に関する支援	①保護命令制度の周知と利用のための支援 ②保護命令に対する適切な対応
IV 被害者の自立を促進する支援の充実	10 住居の確保に向けた支援	①公営住宅の優先入居実施等の入居対策 ②母子生活支援施設による支援強化 ③女性の保護施設の利用促進及び民間団体によるステップハウス設置の支援 ④保護施設等における感染症対策の徹底
	11 就業に向けた支援	①被害者への就業支援の充実 ②マザーズジョブサポート山形・庄内による個々のニーズに応じた支援 ③DV被害者を含む母子家庭(ひとり親)への職業能力開発支援及び経済的支援制度の周知・活用
	12 被害者の立場に立った生活支援	①生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の周知と利用のための支援 ②公的サービス、各種手続きの円滑な利用のための支援 ③法律相談及び民事法律扶助制度等の周知と利用のための支援 ④再被害防止の支援による安全・安心の確保 ⑤被害者等の個人情報の保護の徹底
V DV被害者の子どもを守る体制の強化	13 こころの回復支援	①被害者のメンタルヘルスケアの実施 ②被害者を支えるアフターケアの充実
	14 児童虐待から子どもを守る体制強化	①児童相談所・警察と連携した虐待防止・対応 ②市町村要保護児童対策地域協議会を活用した連携・支援
VI 市町村・関係機関との連携の強化	15 DV被害者の子どもの支援	①子どもの心理的ケアや学習支援 ②子どもの安全な就学・保育等の支援
	16 市町村との連携によるDV対策の強化	①市町村における支援体制づくりの推進 ②市町村基本計画の策定支援 ③災害時や感染症拡大時における相談窓口の周知(再掲)
	17 関係機関との連携によるDV対策の強化	①関係機関の顔が見えるネットワークづくり ②NPO等民間団体との連携と協働 ③他の都道府県との連携

<重点取組事項>

教育関係機関と連携し、積極的に学校等へのリーフレットの配布、出前講座の実施等を行う。
指標【DV・デートDVの言葉の認知度】100%を目指す!

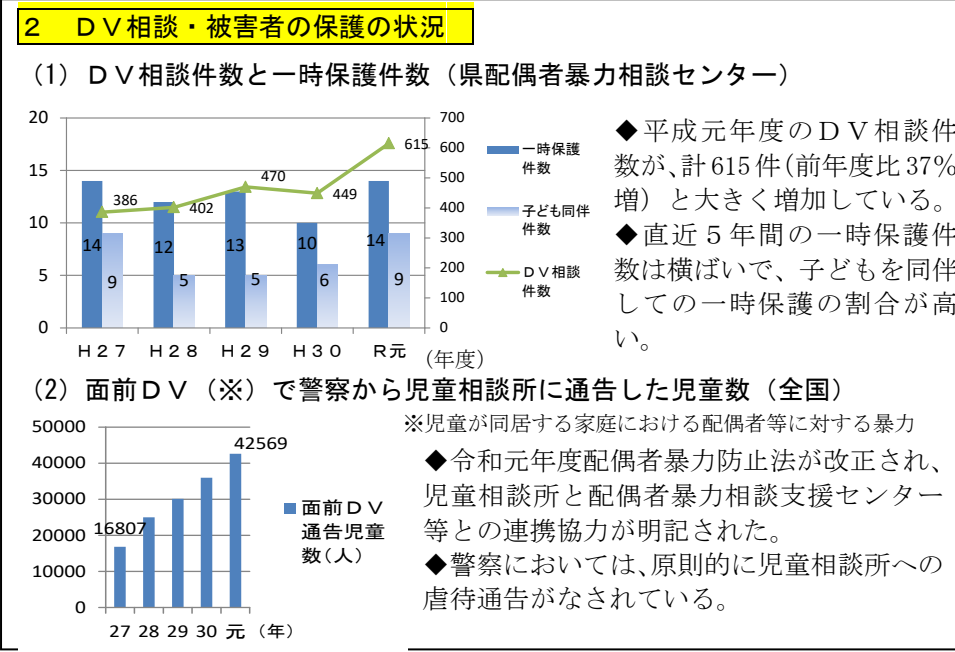
SNS等の活用や市町村等関係機関と連携し相談窓口を強力に周知する。
指標【被害者がどこ(だれ)にも相談しなかった割合】24.7%⇒減少

被害者の一時保護について、県内各地域での対応が可能となるよう、一時保護委託先がない地域について、民間団体の動向を踏まえながら委託先の確保を検討する。

DV被害者の自立支援を行う際に、積極的にひとり親家庭支援制度の活用を図る。

市町村要保護児童対策地域協議会に女性相談員等の参加を促し、DV対応と児童虐待対応との連携を強化する。
指標【実務者会議への女性相談員等参加】33市町村(R2.9)⇒全市町村

DV防止法で定める市町村計画の策定を支援する。
指標【市町村基本計画の策定状況】16市町村(R2.9)⇒全市町村



3 前計画策定後の状況の変化

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針の改正(令和2年3月23日)

- 児童虐待防止対策と配偶者からの暴力の被害者の保護対策の連携強化
- 民間シェルターなどの民間団体の活用
- SNS等による若年層への教育啓発 など

(2) 婦人保護事業の運用面における見直し方針について(令和元年6月18日厚生労働省通知)

- 他法他施策優先の取扱いの見直し
- 一時保護委託の対象拡大と積極的活用
- 婦人保護施設や母子生活支援施設の活用促進 など

(3) 頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の発生

- 災害や感染症の危機下において、不安やストレスなどによりDVや児童虐待、性被害の増加が懸念されている。

※赤字は新計画の重点項目 ※青字は現計画の方策からの主な追加・変更箇所